

# 淡路広域水道企業団開発行為等に伴う水道施設整備 に関する取扱要綱

平成 25 年 3 月 28 日

訓 令 第 2 号

改正 令和 3 年 9 月 29 日 訓令第 1 号

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、淡路広域水道企業団水道事業給水条例施行規則（平成 22 年淡路広域水道企業団規則第 4 号。以下「施行規則」という。）第 2 条に定める開発行為等を行う者（以下「事業者」という。）が、自ら淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）の配水施設と接続し、水道施設を設計及び施工する場合の水道施設整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為等 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に規定する許可を受けた開発行為、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に準じた開発行為その他住宅開発とみなされる事業
- (2) 水道施設 開発区域に接続する公道又は開発区域内の計画道路に埋設する配水管、当該配水管に附属する弁栓類及び当該配水管から分岐する量水器前までの給水装置その他給水に必要とする施設

(適用の範囲)

**第 3 条** この要綱を適用する開発行為等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土地の区画又は形質の変更を行う行為で、造成地面積が 1,000 平方メートル又は 1 日最大計画給水量が 5 立方メートルを超える宅地造成事業、工業用地等を造成しようとするもの
- (2) 前号に定める規模未満の開発行為又はその他の事業にあっても、企業長が維持管理上、必要であると認めたもの

(費用負担)

**第 4 条** 水道施設の新設に係る費用又は直接関連する既設部分の増設改良工事に係る費用は、給水申込申請者が全額負担するものとし、次に掲げるとおりとする。ただし、公共事業等、企業長が特に認めたものについては、免除し、又は減額することができる。

- (1) 水源施設の新設又は改良に要する経費
- (2) 送水施設の新設又は改良に要する経費
- (3) 配水施設の新設又は改良に要する経費
- (4) 給水施設の新設又は改良に要する経費

(事前協議)

**第5条** 事業者が開発行為の協議を行おうとする場合は、開発給水協議書（施行規則様式第5号）の提出をもって行う。

- 2 前項に定めた内容を変更してはならない。やむを得ず変更する場合は、必ず事前に開発給水変更協議書（施行規則様式第6号）を提出し、再度協議しなければならない。
- 3 企業長は、協議書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、その結果を当該申請者に書面（施行規則様式7号）により回答する。

(工事の施工)

**第6条** 事業者は、水道施設を施工する場合、給水装置工事申込書（施行規則様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 水道施設の施工を行う者（以下「水道施設施工業者」という。）は、淡路広域水道企業団水道事業給水条例（平成22年淡路広域水道企業団条例第5号。以下「給水条例」という。）及び施行規則に定めるもののほか、水道施設設計指針及び工事仕様書を遵守して工事の施工を行うものとする。
- 3 給水装置工事は、給水条例第8条で定める指定給水装置工事事業者が施工しなければならない。
- 4 施工に当たり疑義が生じた場合は企業団と協議し、合意のうえ行うものとする。

(検査)

**第7条** 事業者は、水道施設工事が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、速やかに給水装置<sup>しゅん</sup>竣工届（施行規則様式第2号）を企業長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 工事<sup>しゅん</sup>竣工図
- (2) 工事写真一式
- (3) その他企業長が必要と認めるもの

- 2 企業長は、工事施工中であっても必要に応じて事業者及び水道施設施工業者の立合いを求め、立入検査を行うことができる。

(水道施設の移管及び管理引継ぎ)

**第8条** 水道施設の移管及び管理の引継ぎに関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水道施設のうち管路は、管路の埋設された道路が公共団体に寄附された時点から、企業団が引き継ぐものとする。ただし、管路に附属する施設を伴う場合は、当該水道施設の土地が、公道又は公共用地に寄附される等、企業長が永久に無償で占有できるようになった時点から引き継ぐものとする。
- (2) 管理の引継ぎに必要な添付図書は、次に掲げるとおりとする。

- ア 寄附申出書（様式第1号）
- イ 位置図 縮尺 1/2500
- ウ 配管平面図 縮尺 1/500

エ 工事写真（施工前、施工中及び施工後）

オ その他企業長が必要と認めるもの

2 企業長は、寄附申出書の内容が適当と認めるときは、事業者に寄附承諾書（様式第2号）を交付し、速やかに布設した水道施設を企業団に寄附させるものとする。

（瑕疵）

**第9条** 事業者は、水道施設を寄附した後、3年以内に事業者の帰すべき理由による瑕疵が明らかになったときは、当該瑕疵に係る補修を行わなければならない。

2 前項に掲げる補修に要する費用は、事業者が負担するものとする。

（委任）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和3年9月29日訓令第1号）

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

## 寄 附 申 出 書

年 月 日

淡路広域水道企業団  
企業長 様

申出者 住所  
氏名

下記の水道施設を寄附したいので受納されるよう申し出ます。

記

所在地			
配管設備	管種・管径		延長
			L= m
防火設備等	空気弁 仕切弁 消火栓	口径 mm	箇所 箇所 箇所
その他			

様式第2号（第8条関係）

## 寄 附 承 諾 書

年 月 日

申出者 住所  
氏名 様

淡路広域水道企業団  
企業長 印

年 月 日付けで申出のありました下記の水道施設の寄附を承諾します。

### 記

所在地			
配管設備	管種・管径		延長
			L= m
防火設備等	空気弁 仕切弁 消火栓	口径 mm	箇所 箇所 箇所
その他			